

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和元年12月3日（火）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第112号「所沢市病院事業の設置等に関する条例及び所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

福原委員

今回、地方自治法第243条の2に「の2」というのが追加されているが、具体的に何が追加されてこうなったのか。

小峯総務担当

地方自治法の一部改正によって、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を規定した、地方自治法第243条の2が追加されたことにより、現行の第243条の2が同法第243条の2の2に改正されたため、所沢市病院事業、水道事業、下水道事業にも条例の引用条項について所要の改正を行ったものであります。

福原委員

水道事業、下水道事業と一緒にした条例になっているが、こういったケースにした経緯はどのようなだったか。

小峯総務担当

参事

条例の条文の内容は全く変更せずに、引用した地方自治法の条ずれのみでしたので、水道、下水道の2つの事業体、文書行政課と協議した結果、一括した議案として出ささせていただくことに決定しました。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第112号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第111号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

法定賦課限度額（国）の推移について、国の改定時期と条例改定時期は、私の記憶では国が上げて、市は上げないできたという長い歴史があるが、例えば平成元年度、国の法定賦課限度額が42万円だった時に市の条例では幾らだったか。

森田国民健康
保険課長

平成元年度の資料はございません。直近5年間で22万円を上げさせていただいているのですが、平成26年度の国の法定賦課限度額81万円に比較して本市は71万円でした。この年度が、平成に入って法定賦課限度額との差が10万円と一番大きかったです。その後、賦課限度額については22万円上げさせていただいて、今の法定賦課限度額の一つ前、3万円の差です。

荒川委員

今は3万円の差だが法定賦課限度額に合わせようということか。

森田国民健康
保険課長

おっしゃるとおりでございます。

荒川委員 賦課限度額を法定賦課限度額に合わせることで、県から新たに交付金がくると思う。それは幾らか。

森田国民健康
保険課長 広域化されて新たに設立された保険者努力支援制度は、県分と市町村分に分かれています。県分は県が国からもらう交付金ですが、県分を市町村に再配分することになっております。指標の中に賦課限度額を法定賦課限度額と同額にしているかという項目があり、指標をクリアすることで、試算で約900万円の交付金が入ります。

荒川委員 県との共同運営に移行した平成30年度の決算と、その移行前の決算の法定外繰入の比較を教えてください。

森田国民健康
保険課長 広域化後の平成30年度の決算時における法定外繰入金はゼロ円です。平成29年度の決算額における法定外繰入金は24億8,001万9,000円です。

荒川委員 平成30年度のゼロ円というのは、決算上は繰入があるけども、いわゆる繰出金を戻したという意味でゼロ円ということか。

森田国民健康
保険課長 当初、法定外繰入金を約6億5,000万円予定していたのですが、広域化元年度ということで、公費が入りました関係から国保運営を行っ

ていく中で、繰り入れなくても国保運営が十分にできるということでしたので、法定外繰入を入れなかったということです。

荒川委員

ということは、もう赤字補填していないということになる。そうすると、値上げする必要がないではないか。

森田国民健康
保険課長

平成30年度決算における法定外繰入はゼロとなりましたが、前年度の剰余金が約19億円ございまして、このうちから平成30年度に返還金が生じておりまして、3億数千万円ございまして、この返還金について剰余金の中で国保会計に3億数千万円を繰り越して使わせていただいたので、実質的な財政状況を申し上げますと、約3億2,000万円の赤字が続いている状況でございます。

荒川委員

所得1,000万円と1,000万円超と統一しているわけだが、所得1億円以上の26人の所得総額は幾らか。

森田国民健康
保険課長

一人あたりの所得金額というのは集計しておりません。

荒川委員

1億円でも10億円でも税率が一緒となる。自治体の裁量で、税率の刻みを小刻みにして所得が高い方を上げることはできないのか。

森田国民健康
保険課長 国民健康保険税・料における賦課限度額というのは国で定められているので、これ以上の額を徴収することはできません。

入沢委員 令和2年4月1日時点で賦課限度額を96万円に上げていない県内の自治体はあるか。

森田国民健康
保険課長 令和元年度から法定賦課限度額が96万円となっていますが、令和元年度にすでに賦課限度額を96万円にしている自治体は県内で19市町村ございます。令和2年度に96万円にするという自治体は、本市を含めまして越谷市、川越市、入間市などです。令和2年度の時点で、51の市町村が法定賦課限度額96万円に合わせるということになります。

浅野委員 総所得100万円以下の増額世帯は資産があるということか。

森田国民健康
保険課長 法定賦課限度額に引き上げるのは医療給付費分の保険税で、医療給付費分には資産割がございます。その関係で所得は少ないけれども、固定資産税を多く支払っている方については、不動産収入等が1,000万円以上あるような方でございます。

浅野委員 所沢市はこれだけの被保険者がいる世帯があるから、これだけ納めな

さいみたいに、市民から集めた分で足りないから市が入れるとか、広域はこの限度で繰入しなさいということなのか。

森田国民健康
保険課長

法定賦課限度額の話ですか。それとも国保事業費納付金の話ですか。

浅野委員

広域におさめる額の決め方です。

森田国民健康
保険課長

国保事業費納付金の算定は県全体の保険給付費を試算して、この保険給付費を県が責任を持って国に支払うことになっていきますが、この財源として、県のほうで予定しているのが国等からの交付金でございます。それと社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金、市町村が納める国保事業費納付金がございます。この納付金につきましては今申し上げた国からの交付金、社会保険診療報酬からの交付金、これに不足する分について市町村から国保事業費納付金を徴収するわけですが、この市町村の納付金の試算でございますけれども、その市の医療費指数、医療費の水準、所得水準、被保険者数を総合的に見て、県が各市町村、幾らかと試算するものでございます。本市におきましては広域化に備えまして、税率改正等も行ってまいりました。賦課限度額も上げさせていただいております。収納率についても、このところかなり上がっております。そうしたことに加えて、医療費については県内では低い方であることから、

本市の国保の財政状況はよくなってきているものでございます。川越市、越谷市については、状況はわかりませんが、何か少し本市とは違うところがあると考えるところでございます。

浅野委員

その年によって市町村が納める医療費支出は前年度の患者数とかで、かわってくるということか。

森田国民健康
保険課長

国保事業費納付金については、保険給付費や被保険者数などの状況によって毎年変わります。

浅野委員

限度額は国が決めるとかになるが、市が広域に入れる医療費支出分の合計の中に、補助金というか国保に繰り入れる市のお金をもっと入れた方がいいんじゃないかということは、市単位で議論ができるということか。広域で決まっているから、議会が言ってもだめな部分があるけど、市が入れる繰入金をもっとふやしてほしいということはここで決められるのか。

森田国民健康
保険課長

法定外繰入金の話だと思いますが、法定外繰入金を幾ら入れるかというのは市の裁量ですが、国保運営方針の中に将来的には保険料水準の統一等がうたわれておりまして、これに向けて法定賦課限度額については法定に合わせるものがうたわれております。それにしたがつて本市も賦

課限度額については法定賦課限度額に合わせていくということでございます。

【質疑終結】

【意見】

荒川委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第111号所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から意見を申し上げます。都道府県との共同運営に移行する前までは、国庫支出金を一方的に減額してきたことが主な要因で、そのほとんどの市町村の国保会計が法定外繰入なしでは運営できなくなりました。都道府県との共同運営以降の国の方針が出た際の、全国知事会の要求としては1兆円の公費を投入してくれば中小企業の従業員等が加入する協会けんぽの保険料と肩が並ぶということで、知事会は1兆円投入を求めてきたところです。その後、公費3,400億円で手を打って現在に至るわけですが、国保税が下がるどころか増税が相次いでおります。法定外繰入がなくなるまで国は増税を促してきております。会社を定年になって国保加入となった途端に多額な国保税の請求額を見て驚いたという声も聞きます。もともと低所得者が多い加入者で構成されている国民健康保険の運営には多額の補填は必須であります。その補填に比較的所得の高い層を狙い撃ちする今回の条例改正は反対いたします。所得が1億円以上ある方が26人おりますけれども、高額所得者の階層区分をもっと小刻みに税率を設定し、所得相応に支払っていただくような法改定を国に対して求め

ていくべきです。以上、反対の意見です。

入沢委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第111号所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から意見を申し上げます。国民健康保険の被保険者には、低所得者が多く、保険税の負担が少ない方が多い一方で、高齢者など医療にかかる被保険者が多いことから、医療費負担が大きくなりがち、その分中間所得層への負担が大きくなるという構造的な問題があります。そのような中、今回の賦課限度額の引き上げは、主に高額所得者により多くの負担を求めることになるが、今後高齢化の進展等により、さらなる医療費の増加も予測される中で、保険税の負担の公平を図る観点から考えれば、やむを得ないものと考えます。国保税の収納率、重症化予防の取り組み、特定健診受診率の向上といった保険者努力支援制度による公費の獲得、さらには疾病予防による医療費の抑制などさらなる経営努力を期待して賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第111号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前9時26分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和元年第4回（12月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について